

令和7年度
第3回 福島地方最低賃金審議会
福島県最低賃金専門部会
議事録

日 時：令和7年8月8日(金)

13:30～15:40

場 所：第二地方合同庁舎1階会議室

出席者：(公)熊沢、元井、森谷

(労)塩澤、高橋、田崎

(使)安達、金子、佐藤

1 開 会

(部会長) 定刻より少し早いですが、皆様お揃いですので、これより令和7年度第3回福島県最低賃金専門部会を開会します。

2 定足数の確認

(部会長) 事務局より定足数の確認をお願いします。

(補佐) 本日は、委員の方全員が出席されておりますので、最低賃金審議会令第6条第6項の規定により、本専門部会が有効に成立しておりますことを御報告いたします。

3 金額審議

(部会長) それでは、これより金額審議に入ります。

金額審議の前に、労使それぞれ控室で各委員の打ち合わせを希望されますか。

《 希望する旨の発言 》

(部会長) 承知いたしました。では、時間は15分程度でよろしいでしょうか。

《 異議なし 》

(部会長) それでは、1時45分にお戻りいただくということでお願いいたします。

(高橋委員) 金額提示はそれぞれ、公労・公使でやるということでよろしいでしょうか。

(佐藤委員) 本日、午前に開催された本審で目安が示され、目安に関する資料をいただきましたので、検討する時間が必要です。金額提示は次回にさせていただきたいと思います。

(部会長) わかりました。労側の方で金額提示の前に打ち合わせが必要だということですので、まず15分打ち合わせをしていただき、使用者側の今のお話も含めて、労側の金額提示をお示しさせていただいた後に、御意向をお伺いする形にさせてください。

それでは、1時45分まで休会といたします。

【労働者側委員・使用者側委員退室】

【労働者側委員・使用者側委員入室】

(部会長) それでは、専門部会を再開いたします。

この専門部会の前に開催されました第3回本審におきまして、中央最低賃金審議会の令和7年度地域別最低賃金額改定の目安の伝達、7月31日に実施しました参考人からの意見聴取等を踏まえ、金額審議を行いたいと思いますがよろしいでしょうか。

金額審議は、労働者側金額提示、使用者側金額提示の順で行います。

事務局は、使用者側委員を控室に案内してください。

<金額審議>

(部会長) 1回目の金額審議が終わったところです。今日の今後の進め方について何か御意見ありますでしょうか。

(佐藤委員) 労使協議の場を持ちたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(部会長) 労働者側はよろしいでしょうか。

そうしましたら、労使協議を実施していただきますが、その内容については、今後の審議のため、公益委員側も把握する必要があることから、労使協議終了後、再度、この会場にお集まりいただき、概要を御報告いただ

きたいと思います。この報告のため、労使協議の場に事務局1名を同席させ、労使協議終了後、事務局からその状況を説明いただけるようお願いしたいと思います。併せて、事務局だけでなく、労使の皆様からも御報告いただけるようお願いしたいと思います。御報告のため、労使協議の場に事務局1名を同席させていただきたいと考えております。労使協議終了後に事務局から説明していただき、併せて皆様の方からも補足で御報告をいただければと思っております。

このような進め方でよろしいでしょうか。

《 異議なし 》

(部会長) ありがとうございます。

では、委員の皆様、準備がよろしければ、専門部会は一旦休会とし、労使協議をお願いいたします。

(室長) 本日は、この会場の隣の会議室を確保しておりますので、そちらで実施いただきますようお願いします。

【労使協議】

(部会長) 労働者側、使用者側のみなさま、時間をかけて御協議いただきましたこと、感謝申し上げます。ありがとうございます。

では、御協議いただきました概要につきまして、事務局から報告してください。

(基準部長) 事務局から労使協議の概要について御報告差し上げたいと思います。

まず、使用者側の方から今後はAランクBランクの金額から結審していく状況になると思う、基本的には賃金というのは春闘で決まっていくのだが、その春闘の金額は基本的には大手に合わせることから、大手が重視されている状況にあるので、その状況からみると、使用者側としては目安を下回るような金額が本来は妥当なのではないかと考えていること。また、もう一つ見なければいけない点として、955円から目安までに上げたときの今年の影響率がとても高いこと。セーフティネットという観点からも考えて行かなければいけない。955円から63円に上げたときに28.3%ということになっているが、3割近くにまで影響率が及ぶというのはどうか、ということも考えて行かなければいけないとの御指摘がございま

した。

この点は、労働者側としても同じ考え方でございまして、目安による影響率は見ていかなければいかないのではないか、特に昨年と比較して95円近辺の数字が非常に大きい、昨年であればこんなに大きくなかったはずだ、最賃近傍に賃金が集中しているのではないかということを懸念しているという御意見がございました。

また、使用者側の方からは、当然最低賃金については3要素で決めていく中で、立ち位置も考慮しながら、最低賃金を考えいかなければいけないのではないか、そのためにも、他県の状況を見ていくことがとても重要になるとされているという御指摘をいただいているところでございます。

また、使用者側から企業のDI、小規模事業所ですが、現状として曇りから雨という状況もある、先読みが出来ないという中で、政府が色々と最低賃金の目標など決めているということについて、先行きが見えない中で決められることについては、よくわからないところがあるという御指摘もいただいたところでございます。

労働者側の方からも使用者側の方からも、中小企業への支援策はどうなのかという御指摘もいただきました。特に、業務改善助成金等の助成金はどうなっているのかという御指摘をいただきましたので、私の方から件数は増えているという話を聞いているという御回答をしたところでございます。

労働者側の方から、社会保障費などが今上昇している状態なので、その点は政府も改善してもらいたいという御指摘、特に、いくら給料をもらったとしてもそのような社会保障費等で手元に残るお金が少ないということは、政府としても考えていただきたいという御指摘でございます。

また、先ほど、他県の状況という話がございましたが、意識している県はどこかというところも御協議いただいていて、やはり福島としては宮城を見て、決めていかなければならぬのではないかということは一致したところでございます。

それから、労働者側からも御指摘いただいた点でございますが、現

在、エネルギーなどの物価がかなり上昇しているということは考慮しなければならないのではないか。物の値段が上昇する状況で、特に子育て世代の方々は、食料の購入が難しい状況だと聞いている、特に、今は夏休みの状況でございまして、給食がないという現状については、昨年以上にそのような声が上がっていること、また、生活を切り詰めているという状況も、最低賃金の金額の審議の中で考えて行かなければならぬのではないかというところでございます。

最後に、大企業が国外で稼ぐという現状になっていて、国内での労働者が確保できていないという状況ではないか。日本人に対する投資が出来ていないという現状も考えて行かなければならぬのではないか、製造業では、人の確保が難しいという話も聞いているというところで、このような点も含めて、今後、最低賃金を審議していきましょうということでまとめましたので、御報告いたします。

(部会長) ありがとうございました。

次に労働者側、追加等の御報告はありますか。

(塩澤委員) まず、労使協議の時間を取りいただきありがとうございました。

今、部長から御報告があったとおり、労使の中で考える視点、考え方、一致する部分もありましたし、それぞれの主張するところもありますから、それぞれの主張というのは、これから議論の中で詰めていかなければいいのかなと思います。その中で、労使の一致する点の中でも、福島県の立ち位置をしっかりと数字なども踏まえて議論するということは、非常に重要なってくると感じております。

したがって、事務局には大変申し訳ございませんが、今後、議論をさらに深めていくうえでは数字を示していただけると、我々も議論に厚みが出るのではないかと思っておりますので、ぜひともお願いしたいと思っております。

先ほどの協議の中では、隣県を含めた他県の状況というのも、労使とともに注視しているところがございます。したがって、そういったところも踏まえながら、宮城県で一致するというところはありますが、そういったところも意識しながら議論させていただければ非常にありがたいと思って

おります。

(部会長) 次に使用者側、追加等の御報告はありますか。

(佐藤委員) 最低賃金ですので3要素を重要視して考えていかなければいけないので
すが、福島県の立ち位置についても出来るだけ意識しながら、最終的に金
額を決めていければと思っております。

大変有意義な時間を持つことが出来ました。公益の先生方に感謝申し上
げます。

(部会長) ありがとうございました。

労使協議により、最低賃金に関するお互いの認識が得られたよう
です。労使の皆様、ありがとうございました。

公益側としましては、今ほど御報告・御説明いただいたお互いの認識
をベースとして、審議を進めていきたいと思いますので、よろしくお願
いいたします。

4 その他

(部会長) それでは4その他になりますが、何かございますか。

(室長) 専門部会の前に開催されました第3回本審でも御説明いたしましたが、
今後の日程につきまして御説明いたします。委員の皆様に日程確保してい
ただいております8月21日木曜日に専門部会を開催したいと思います。
その他、本日から8月21日の間につきましても、専門部会が開催できな
いか、現在、専門部会委員の皆様の日程調整を行っております。また、8
月21日以降の日程にきましても、専門部会の審議状況を見ながら、委員
の皆様に御相談しながら、決定していきたいと考えております。専門部会
の委員の皆様に御協力をいただきますようお願いします。

5 閉会

(部会長) では、これにて本日の専門部会を閉会といたします。

長時間にわたり、ありがとうございました。